

# 自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.25 (2023.2.3)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

## 目次

- ① 「久米島町史」から P1~2
- ② 東大和市議会を被告とする陳情不上程告発裁判について P2~15
- ③ 替え歌考 P15~16
- ④ 日本学術会議法の一部改正案に反対する P16

「自由と人権」  
ホームページ



ご自由に  
お持ちください

六月十日

國會

一、六月九日午前八時 日本にては本土決戦対策樹立國會開かれしと

云ふ報あり

戦況

沖縄地上戦は愈々主陣地に侵入 後方に於て遊撃態勢にありと傳ふ  
政府は既に沖縄戦に見切りを付け本土決戦対応國會を開いたのだら  
う

家族への諭

山庵生活既に五〇日目 燈火はなく日光を見ず 竹林の葉かげにい  
きを殺して炊飯し辛ふじて一夜一夜を生き延びる 敵上陸せば明日  
の日はわからぬが 嗚々何たる因果かと妻はこぼす

一、戦に勝つと云ふことはもう考えぬ 日本の國會も既に沖縄を見す  
てたのだ

然しこれ吾々の子孫がだよ 沖縄の民族がだよ 今後この地上に永  
遠に生きると云ふことに就ては慎重に考へねばいかないぞ

つまり沖縄民族は既に國會が見捨てたのだ その民族は自身で自存  
の大計を考へるのだ この沖縄民族自存の大業を打ちたてるについ  
ては なまやさしき考へ方ではだめだぞ

生き延びるのだ そんなことがありても生き延びるまで苦闘をつづ  
けるのだ

民族の滅亡があつてたまるものか 吾々はたとえ如何なる苦難があ  
つても生き抜くのだ

國會が見捨てたからとて吾々沖縄民族の全てが 無意義にして無価  
値な犠牲になつてなるものか

自存せよ 滅亡すると云ふことは祖神に対し済まないのだ 又 日  
本の同胞も吾々の無事生き残ることを祈っているのだ

(中略)

六月十四日

東京に大相撲

第八七臨時議會は十三日閉會し東京に大相撲大会ありとの情報あり  
一、沖縄を犠牲にし皇軍将兵の玉砕を期しての最終的状態を受けなが  
ら大相撲大会などとは何んたることぞ

東京では呑気に相撲見物等で氣晴らしをする國民が居るのだらうか  
國難茲に至れる最悪の日 吾々には考へられぬ

## 『久米島町史 資料編 1 久米島の戦争記録』

表紙(1頁)の文章は『久米島町史 資料編 1 久米島の戦争記録』所収の「一九四五年乙酉年日記 久米島戦争記」(吉浜智改 記)の一部である。できるだけ『久米島町史』の記載通りに表記したつもりだ(旧仮名遣いも原文に従った)が、漢字などは完全に一致していないものもある。ご承知願いたい。

こんにちの沖縄の、近い将来が重なって見えてしまうのは私一人だけだろうか? 「東京にて大相撲」はその意味できわめて象徴的である。「大相撲」を「オリンピック」に置き換えてみると、ことはよりリアルに映る。

この書籍の存在を知ったのは、竹内良男さんが発行している「ヒロシマ通信」だった。「ヒロシマ通信」からは、いつも多くの情報を得ている。

久米島は他の沖縄諸島と同様、沖縄戦で多大の犠牲者を出した。中でも、日本軍によって住民が殺されるという、「鹿山事件」が際立つ。帝国海軍 久米島隊長 鹿山正を中心とした軍隊により、いわれのないスパイ容疑をかけられた多数の住民が殺害された。沖縄の他の島でも日本軍による住民虐殺はあったが、特徴的なのは戦後における事態の推移である。

1970年代、マスコミが鹿山元隊長にインタビューした際、反省の弁は一切なく、「日本軍人として当然のことをやった」等と自身の行為を正当化して語ったという(同書より)。このことが地元伝わり、自治体はもとより、国会等で取り上げられ大問題となった。戦時においてさえその殺害に正当性はなかったが、虐殺は敗戦後にも及び、刑事訴追さえ受けていない。地元住民が憤るのはむしろ当然のことといえる。この事態は、1972年の沖縄の復帰の年とも重なっていた。『久米島町史 資料編 1 久米島の戦争記録』はそのような経過を経て刊行された。

これも「ヒロシマ通信」からの受け売りだが、300頁を超すこの町史は、久米島町博物館(電話 098-896-7181)に連絡すると着払(1冊 3,000円+送料)で郵送してくれる。



## 東大和市議会を被告とする陳情不上程告発裁判について —最高裁に上告—

### はじめに

「自由と人権通信」は、2021年2月、東大和市議会に「日本学術会議の2017年声明を支持する陳情」提出したことをきっかけに、これを多くの市民に知っていただきたく発行を開始しました。この陳情提出は、2020年10月の菅前首相による日本学術会議会員候補者6名の任命拒否問題がきっかけでした。

あわせて、2020年2月に同市議会に提出した「東大和市子ども・子育て憲章」の見直しを求める陳情に関する問題(市議会によって同陳情が「議長預かり」とされ、議会に上程されなかった事件。結果的に、同年11月に東大和市議会(東大和市)を被告として、東京地裁立川支部に提訴することになった。)についても通信でその詳細を伝えることになりました。

その後、2021 年 2 月に東大和市立中央公民館館長によるチラシ配置拒否（チラシの書き換え強要）事件があり、この件はいったん行政不服審査に持ち込見ましたが、同年 10 月、審査庁である東大和市から却下決定がありました。これを不当とし、同年 12 月に中央公民館長（東大和市）を被告として東京地裁支部に提訴し、このことも通信で掲載するようになりました。また、市民的な自由にかかわるテーマ（安倍晋三元総理の国葬反対陳情提出など）についても通信で取り上げてきました。

「東大和市子ども・子育て憲章」に関わる陳情不上程問題の詳細については、以下の【裁判の概要】をご覧ください。最高裁に上告するというのは、裁判における最終局面であり、もし不受理や棄却の結果だと、すべては公にならず、結果だけが独り歩きしかねません。そこであえて、「上告理由書」と「上告受理申立理由書」の主要部分のみ公開することで、上告した理由（東大和市議会の不当、違法な対応）について知っていただきたいと考えました。少し長いですが、最後までお読みいただければありがたいです。  
※この件についてご意見・ご質問などありましたら、表紙連絡先までお知らせください。必ず返信いたします。

---

### 【裁判の概要】

2020 年 2 月、東大和市長が提案した「東大和市子ども・子育て憲章」制定議案に対し、これを疑問視した市民（提出者と賛同者 62 名）により、「東大和市子ども・子育て憲章」の制定の見直しを求める陳情（以下「当該陳情」と略す）が東大和市議会に提出されたが、不当にも同市議会により「議長預かり」とされ、議会に上程されず、結果的に市議会の広報である「東大和市議会だより」に掲載されなかった。このことを不服とし、陳情提案者本人が原告となり、東大和市（東大和市議会）を被告として 72 万円の損害賠償と、「議会だより」に謝罪文を掲載するように求め、東京地方裁判所立川支部に同年 11 月に提訴したものである。

同地裁での 9 回の口頭弁論を経て、2022 年 4 月 21 日、小池将和裁判官により棄却判決が言い渡された。これを不当判決として原告は東京高等裁判所に控訴した。控訴審では、1 回の口頭弁論のみで結審となり、同年 11 月 9 日に判決言い渡しがあった。高裁の中村也寸志・三村義幸・元芳哲郎裁判官は控訴に対し棄却の決定をした。控訴人（もともとの原告）はこれを不服として、11 月 24 日に最高裁に上告した。

### 【上告の概要】

以下は最高裁に提出した上告理由書と上告受理申立理由書の抜粋である。基本的な組み立ては次のようにした。①上告受理申立理由書（判例違反や法令解釈の誤り等を書く）には、東大和市議会会議規則第 130 条 1 項ただし書きの解釈が間違っていることを指摘、②上告理由書（憲法解釈の誤りや憲法違反があること等を書く）では憲法第 16 条の請願する権利に反する扱いがあったこと、請願法の解釈について

も憲法第 16 条上の解釈の誤りがあると指摘した。

①により当該陳情が請願と同じ扱いを受けるべきこと、②により、憲法第 16 条の請願に対する正しい解釈がなされるならば、上告人と被上告人には権利義務の関係があり、国家賠償法の適用範囲であることを主張した。あわせて、控訴審判決には民事訴訟法第 179 条違反（証明することを要しない事実）があり、そもそも原判決（控訴審判決）の内容そのものが無効であることも主張した。

上告したからといって受理されるか否かは最高裁のハウひとつであり、たとえ受理されても原判決が覆るのは、民事の場合 1%程度といわれている。こちらの主張が通るのは、きわめて困難であることは初めからわかっている。しかし不当・違法な対応を受けて黙っていることは、これを認めたこととなる。上告する理由はこれに尽きる。

---

## **上告受理申立理由書（抜粋）**

### **第 3、東大和市議会会議規則第 130 条 1 項ただし書き解釈の重要性**

本件は、当該陳情が、東大和市議会運営委員会において「議長預かり」とされたことが違法であるとして提訴したものである。相手方は、議会運営委員会が当該陳情を「議長預かり」としたのは、「審査になじまない陳情の取扱い等について」（甲 9 号証「議会運営委員会申し合わせ事項等」）に基づいていると主張し（甲 2 号証「提出された陳情の取り扱いについて（通知）」）、その申し合わせ事項の根拠となるものが、同規則第 130 条 1 項ただし書きであると述べている（第 4 項参照）。

仮に相手方が述べるとおりだとすれば、その行為は適法であり、国家賠償法第 1 条 1 項の対象となることはない。しかし、そうでなかった場合は「議長預かり」そのものが違法な行いとなり、賠償は免れない。すなわち、相手方のなした行為が同規則に違反しているか否かが本件の争点であり、賠償の対象となるかならないかを分ける基準であり、その意味で同規則第 130 条 1 項ただし書きの解釈は重要なのである。

### **第 4、「議長預かり」の根拠（相手方の主張）**

当該陳情を「議長預かり」にした根拠について、相手方は準備書面で以下のように説明している。

（1）（東大和市議会会議規則）130 条では「議長は、請願文書表の配布とともに請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とされ、37 条では「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。」とされている。

本件陳情について、議長は、議会運営委員会に諮り、そこでの審査になじまないという意見に従って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと判断したのであり、その結果、本件陳情書は議長の手元に保持されることとなった（「議長預かり」というのはこの状態を示すものである。）。（被

告準備書面（３）４頁 10～18 行）

（２）請願の委員会付託について定める（東大和市議会会議規則）第 130 条は「議長は、請願文書表の配布とともに、編願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」としており、本会議に上程しないこととされた陳情は議長預かりとするとされ、これに該当する陳情は、その写しが全議員に配布され（甲 9 号証 349 頁）、その処理は終結する（乙 3 号証 279 頁はこれを「単なる資料配付扱い」と説明している。）のであり、本件陳情はこの取扱いによったものである。（被告準備書面（６）４頁 8～17 行）※いずれも文中の「（東大和市議会会議規則）」は申立人

ここでいう「請願」とは、当該陳情が同規則第 134 条の定め「陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」によって、「請願」として扱われたものであり、「当該陳情」を示している。

「議長預かり」の根拠となるものは、同規則第 130 条ただし書きであることを相手方が主張していることを、ここで改めて指摘しておきたい。

ちなみに付言すれば、当該陳情が請願に適合するということは、地裁判決で「イ 本件陳情書は、その内容が請願に適合するものであり、本件会議規則 134 条により請願書の例により処理されるべきものである。（争いがない）」（６頁 1～2 行）とされ、当該陳情が請願書の例により処理されるべきであるということは、申立人（原告準備書面（１）３頁 13～15 行）と相手方（被告準備書面（２）２頁 9～10 行）の書面によっても明らかとなっており、双方で争いのないところである。

ところが、このことを等閑視し、「本件陳情は、陳情であって、請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいう控訴人の主張はその前提を欠く」（５頁 18～19 行）と根拠もなく断定している原判決は、民事訴訟法第 179 条違反であり、その判断は正されなければならない。

## 第 5、東大和市議会会議規則第 130 条ただし書きの示すもの（申立人の主張）

### 1、文法・文脈上の解釈

同規則第 130 条は次のように記されている。「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」

#### （１）文法上の解釈

「ただし、」以下は、構文上、前文「議長は～付託する。」全体を受ける仕組みとなっている。もし仮に、この条文が、本会議に上程しないことを意味するのであれば、前文で「議長は、請願文書表の配布とともに、」とあるように、請願文書表を配布したうえで常任委員会付託しないことになってしまう。そのような事態は、現実的に得ないことである（傍点申立人）。

もし仮に、相手方の主張のように同規則第 130 条 1 項ただし書きがその根拠であるとするならば、また、原判決がいうように、「本件会議規則 130 条 1 項ただし書きが委員会への付託の省略のみを定めたものと解するのは相当ではない。」(5 頁 20～21 行)とするならば、文法的には、上記事態が出来ると読み取れてしまうのである。

## (2) 文脈上の解釈

偏見も先入観もない目で、上記同規則第 130 条 1 項を見れば、「委員会付託を省略して会議にかける」としか読み取れない表現である。確かに同規則 130 条 1 項ただし書きの後に、その後にどのように処理すべきかは書かれていないが、その必要がないほど明確にことだから書いてないに過ぎない。

そもそも、一審、二審の判決のように「委員会付託をしない」ということが、「会議に上程しない」という解釈が成り立つはずはない。原判決は、地裁判決を受けて、「議長において常任委員会に付託する必要があると認め たときに、その後、どのようにすべきかを明示した規定は本件会議規則には存在しない(前記前提事実(8))。」(原判決 5 頁 12～14 行 下線申立人)としているが、「その後、どのようにすべきか」を書く必要がないほど明らかなことなので、「明示」していないだけある。このようにきわめて単純、明快なことを、あえて捻じ曲げて解釈したのが一審、二審の判決である。

これらのことは原告準備書面でくどいほど主張したが、不当にも、一審でも二審でも一切無視され続けたのである。

## 2、法令上の解釈

そもそも同規則第 130 条は「第 3 章 請願」に属する条文であり、請願を「議長預かり」にするということを、請願の処理について定める「請願」の章に記載するなどということは、法令上あり得ないことである。このことは同条 2 項(特別委員会への付託)、3 項(2 以上の委員会への付託)、があることを見ても明らかである。

原判決のように「東大和市議会においては、上記のとおり陳情が請願とは性格を異にすることから、請願の処理に関する本件会議規則の規定が本来当然には適用されるものではないことを前提として、請願書の形式に倣っている陳情書については、性質に反しない限り、本件会議規則の請願の処理に関する手続規定を準用して処理するという趣旨にすぎない。」(5 頁 2～7 行)と、何の根拠もなく断定していることは、そのこと自体が違法(民事訴訟法第 312 条 2 項 5)であるばかりでなく、法の安定性を阻害していることでもある。

また、以下の事実はこのことを裏付けている。

東大和市議会ではすべての請願を上程している(甲 17 号証)。そのことは「その内容が請願に適合する」(同規則第 134 条)陳情であっても同断でなければならず、当該陳情を東大和市議会議長が「議長預かり」

としたことが違法であることの傍証である。

法令上の解釈については、このことを裏付けるような文献も数多く存在する。

(1) 中島正郎 著『最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』(甲 26 号証)は、書名のごとく、地方自治体の会議規則等に関して、府県・市・町ごとに逐条解説をしているものである。同著「141 請願の委員会付託」では、市の会議規則について次のように解説している。「本条は請願の委員会付託を議長権限で請願文書表を議員に配布するとともに、その請願を所管の常任委員会に付託することとしているが、市の場合議長がただし書きによって付託する必要がないと認めるときには、本会議で審議することとしている。」(767 頁 下線は申立人)

(2) 西村弘一 著『地方議会—会議の理論と実際』(甲 27 号証)では、第 9 章 「第 1 節 請願」、「5 請願の処理」、「(2) 請願の委員会付託」、「6 委員会付託の省略」において次のように記されている。「請願は、議長の権限により請願文書表または請願書の写しの配布と同時に、所管の常任委員会に自動的に付託されるので、本来常任委員会の審査を省略することはできない。しかし、すでに請願の趣旨が実現されているものまたは審議に急を要するもの等については、特例として委員会の審査を省略することが認められている(中略)。この場合は、議会の会議で直接請願の審議を行い採択、不採択を決定することになる。」(510 頁 「中略」・下線は申立人)

現に、東大和市議会においては、すでに請願の趣旨が実現されている請願について、(2) のような扱いをしているのである(甲 17 号証)。

以上のような事実からも、相手方主張、及び原判決の解釈が誤りであることは明らかである。

## 第 6、結論

以上のごとく、原判決には法令解釈の重大な誤りがあり、そのことは判決の結果を覆すような事実であり、原判決は破棄されるべきものである。

---

## 上告理由書 (抜粋)

### 第 2、憲法第 16 条に対する判断の誤りと違反の事実

#### 1、憲法・請願法と他の法律との関係

##### (1) 請願法第 2 条から第 6 条について

憲法第 16 条は請願する権利を定めている。日本国憲法の第 3 章「国民の権利及び義務」で始まる第 9 条から第 15 条までの主体はすべて「国民」であるのに比べ、第 16 条では、その主体を「国民」ではなく、「何人も」としている。つまり日本国籍を持たなくとも、未成年であろうともその権利を有するということ

である。このことは以下の法律との関係で、重大な意味を持っている。

憲法第 16 条では請願の形式について全く触れていないが、請願法によってその形式については定められている。同法は憲法施行と同日に施行され(同法付則参照)、その故にこそきわめて緊密性のある法律である。その第 2 条には、「請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。」と定め、請願者の氏名・住所を記載した文書でこれをすればよく、その表題等についての定めは特にない。すなわち、表題は要望・陳情・請願等々、いずれであってもよいということである。この一事のみをとっても、請願がその表題によって差別されるべきものではないということが明らかである。

請願法第 3 条と第 4 条は請願の提出先について定め、第 5 条は請願を受けた官公署が、これを受理し誠実に処理しなければならないと定めている。第 6 条は請願をしたためにいかなる差別も受けないという条項である。請願法第 5 条と第 6 条は、請願する権利と、差別待遇を禁止する憲法第 16 条と完全に同調している。ここでも請願法が憲法第 16 条ときわめて緊密性の高い法律であることが見て取れる。

## (2) 請願法第 1 条について

請願法第 1 条は、「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」としている。「別に法律の定める場合」とは国会法第 79～82 条と地方自治法第 124～125 条であるとされている。これら法律のうち、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条にはどちらにも「(前略) 請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」(カッコ内上告人) という文言がある。

両法律は、議会に対する請願の手続き、取り扱いについて定めたものに過ぎないが、これらがいわゆる「請願」というものをきわめて狭い範囲に限定する根拠とされ、かくして憲法第 16 条の本来の趣旨(官公署に「要望」を申し出る権利)から大きく逸脱させられる、誤った原因となっている。すなわち、衆参各議院の議会・地方自治体議会(以下、たんに「議会」と略す)を提出先とする請願というものはこのようなものであると限定されてしまい、それ以外の陳情書・意見書・申し入れ書など(以下、「陳情」<sub>二</sub>と略す)は憲法第 16 条、及び請願法にいうところの「請願」には含まれないという、排除条項として機能しているということである。

原判決における「本件陳情は、陳情であって、請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいう控訴人の主張はその前提を欠くものといえることができる」(4 頁 13～14 行) という判断がその典型である。しかし、これは次項以降で述べるような理由で誤りであり、憲法第 16 条の請願する権利の本来の趣旨に背いており、憲法違反の判決であると言わねばならない。

請願法第 1 条にある「別に法律に定める場合」が、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条にいう「請願」を指定しているとしても、以下の請願等の文書を請願でないと判断するのは適当ではない。すなわち、①議会以外の官公署を提出先とする請願書、②議会以外の官公署を提出先とする請願以外の表題を冠した「陳情」<sub>二</sub>の類、③議会に対する請願以外の表題を冠した「陳情」<sub>二</sub>の類である。これらがすべて憲法第 16 条、及び

請願法のいう請願に含まれず、法的な権利がないと解するのであれば、以下の項目で述べるとおり、きわめて不平、不合理な事態を生起することとなる。

ただし本件の場合、上記想定をしなくとも、下記のとおり、当該陳情を請願ではないとした原判決は誤りであり、憲法第 16 条違反、及び憲法第 21 条違反の事実を消し去ることはできない。

#### [中略 ※「上告受理申立理由書」参照]

よって、仮に「陳情は憲法 16 条及び請願法にいう請願ではない」という所論が成り立つとしても、上告人、被上告人の双方で当該陳情が請願であることを「争いがない」としているのであるから、左記事実はいささかも揺るがない。

## 2、憲法第 14 条「法の下での平等」違反

前項冒頭でも述べたとおり、請願する権利は何人にも与えられている。外国人であろうと、未成年であろうと、寝たきりの病人であろうとそれは変わらない。その権利は日本国内外の「国民」にとどまらず、日本国に存在するすべての人民を対象としたものである。しかし、議会に対する請願というものの規定を、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条のみに限定すると、著しい不平等が生じることがたやすく想定できることである。

社会経験の少ない未成年の子女が議員に働きかけて紹介者になってもらうこと、日本語が十分に使いこなせない外国籍の住民が請願書をしたため議員に働きかけること、寝たきりの重病患者が議会に赴き議員と交渉すること、さらには諸外国に居住する日本国籍を持つ人々にとって不可能ではないが、きわめて困難な条件である。

仮にこれが陳情ならば議員の紹介が必要なく、そのハードルはずいぶんと下がる。しかし、いっぽうで「陳情は請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいうことはできない」とされ、法的な保護を受けられなくなる可能性が高い。

このような請願する権利の不平等は、法の下での平等を定めた憲法第 14 条に著しく違背する。憲法違反を疑われるこのような事態が議会で生起するのは、請願が成立する条件を国会法や地方自治法の規定にのみ求める判断そのものに誤りがあるからである。国会法 79 条や地方自治法 125 条に書かれている内容は、本来、議員の紹介による請願について定めただけのものであって、憲法第 16 条、及び請願法にいう請願の一部をなすものでしかないものであり、そのように解釈しなければ、前記 2 法の定める請願する権利が厳格に守られないことになる。

すなわち、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条は、議会における請願の提出手続きを定めただけの、いわゆる手続法であり、限定的に解釈されるべきものである。議会に対する請願以外の「陳情」を、憲法第 16 条の請願、ならびに請願法の規定から排除することは、次々項に述べる国会答弁とも矛盾し、両法の趣旨

に背くこととなる。

### 3、憲法第 21 条 2 項「検閲の禁止」・憲法第 19 条「思想・良心の自由」違反

#### (1) 請願提出者の立場から（憲法第 21 条 2 項「検閲の禁止」違反）

国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に示されるもののみを請願とすることは、請願する機会を著しく限定し、先に述べたように請願しようとする者の置かれている立場、条件によっては請願そのものの成立を不可能とするものである。このことは、前項で述べた憲法第 14 条の法の下での平等に反するばかりなく、憲法第 21 条 2 項検閲の禁止に抵触する恐れがあることをまず指摘しておかねばならない。

仮に国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に示されるもののみを請願とするならば、「何人も（中略）請願する権利を有する」（憲法第 16 条）ためには、所定の手続きさえ踏めば等しくこれを行行使せなければならぬことになる。しかるに、請願の手続きを定める国会法第 79 条、地方自治法第 124 条はその条件を満たすものとはなっていない。

両法で定める請願の紹介議員の指定は、当該の請願の内容に賛意、もしくは同意が得られる議員の存在が不可欠である。賛意、または同意が得られない場合は、当該請願の内容を変更するか、請願の提出そのものをあきらめる（必要に応じて陳情等に切り替える）かの二者択一を請願提出者は迫られることとなる。

請願の内容を変更することが請願提出者、陳情紹介議員双方の合意のもとになされることもあろうが、請願提出者が不本意なまま、その内容を変更せざるを得ないことも生じがちである。請願の内容を内的な動機によらず、外的な理由によって（議員の意向に従って）変更することは、憲法第 21 条の表現の自由にもかかわる問題であるとともに、検閲を禁止した同法同条 2 項に抵触することにもなる。

かくして請願提出者は請願内容を変更するか、請願そのものの提出をあきらめ、陳情その他として提出する他なくなる。請願提出者がこのような二律背反に立たされることは、現行の請願の規定とその運用に欠陥があるからであり、憲法第 16 条の請願する権利に違反していることは明白である。

いっぽう、陳情に切り替えた場合は、またしても「陳情は請願ではないから、憲法 16 条違反及び請願法 5 条違反をいうことはできない」とされ、不当にも法的な保護を受けられない可能性が強くなってしまう。どちらにしても請願提出者にとって、リスクを背負わねばならない事態に変わりはない。

#### (2) 紹介議員の立場から（憲法第 19 条「思想・良心の自由」違反）

上記のような事態が起こりうるのは、請願が提出時において、すべからくこれを確実に議会にあげるといふ条件が整っていないからである。これを回避するためには、無条件で請願を紹介する担当議員を置く必要があるが、現状ではそのようにはなっていない。

仮に請願を紹介する担当議員を定めたとしても、その際には、担当議員自身の内心の自由がおかされる恐れ（憲法第 19 条違反）が出てくる。その場合、担当となった紹介議員はその思想・信念とは関わりなく、請願の趣旨を受け入れ、その紹介者とならねばならない。反対に自らの思想・信念を守ろうとすれば、紹介

者を降る他なくなるのである。請願提出者のジレンマと同様の二律背反が、紹介議員の場合にも生じる可能性がここでも出てくる。

請願というものを規定する現行の解釈からは、上記のように請願提出者、紹介議員双方に憲法 21 条、19 条に抵触する事態を引き起こす可能性がある。すなわち、憲法第 16 条、及び請願法に対する請願の解釈自体に問題があり、憲法違反の事態が常態化していることの証左である。このような矛盾をはらむ請願についての現行解釈は、直ちに改められる必要がある。

#### 4、国会答弁との矛盾

1984 年（昭和 59 年）第 101 回国会において、柴田睦夫議員による請願についての以下のような質問書（甲 31 号証-1）が提出された。そこには次のように記されている。

##### 四 請願書の書式について

現行請願法は、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」（第二条）と定めている。従<sup>ママ</sup>つて、①請願書は、住所と氏名が記載された文書であれば足り、書式について特段の規制はなく、捺印なども必要でない。②当該文書の表題に「〇〇に関する申し入れ」などと記載されたものであ<sup>ママ</sup>つても、その内容が、官公署に対して希望を表明したり、意見を表明するなど、実質的に請願に該当するもので住所と氏名が記載された文書であれば請願書として扱わなければならないと理解するが、政府の解釈はどうか。

これに対し、当時の内閣総理大臣中曽根康弘が次のように答えている（甲 31 号証-2）。

##### 四について

氏名及び住所を記載した文書であ<sup>ママ</sup>つて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであ<sup>ママ</sup>つても、請願書として扱うべきものとする。

国会では「請願」と銘打たなくとも、たとえ表題が陳情書・意見書・申し入れ書であっても「請願書として扱うべきもの」としている。ここで重要なことは、全ての官公署を提出先としていることと、陳情等の文書も請願の対象としていることである。つまり、国会の衆参各院の議会・地方自治体議会もその例外とはしていないこと、その表題が「請願」であるか否かが問われていないことの 2 点である。

このことは東大和市議会会議規則第 134 条の「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」ばかりでなく、同規則の「底本」とも言うべき標準市議会会議規則第 145 条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と同一のものである。

この例に倣って言えば、標準町村議会会議規則第 95 条、標準都道府県議会会議規則第 93 条にも同様の定めがある。このことは、全国の各地方自治体の会議規則を定める普遍的な条件であり、憲法第 16 条の請願する権利の趣旨に則<sup>ママ</sup>ったといえる、先の内閣総理大臣の答弁は、まさにこのことの反映である。

更に付け加えるならば、2012（平成 24）年、地方自治法の一部を改正する法律が成立するまでは、同法

109 条には「議案、陳情等を審査」の文言があった。このことも同上のことを裏付ける傍証となる。改正によって「議案、請願等を審査」と文言は変わったが、この件に関し、同年 8 月 7 日の第 180 回国会総務委員会で、川端達夫総務大臣（当時）は次のように答えている。

文言を改めることになっても、その意味するところは変わるものではないため、陳情については、「議案、請願等」の「等」に含まれるものと解されます。したがって、今後、標準議会会議規則に関し、総務省から陳情の取り扱いを変更させるような働きかけを行う予定はございません。

ところが現実にはどうか。本件のように、議会に対する「陳情」は請願ではないとされ、法的な権利からは遠ざけられている。たとえこれが会議以外の官公署に対する請願であっても、東京高裁平成 23 年 6 月 8 日（平成 23 年（行コ）第 30 号）判決のように、法的な保護の対象外とされるのである。まさに憲法第 16 条、請願法第 5 条無視の無法状態と呼ぶべき現状である。

このような憲法違反、国会答弁に反する状態は一刻も早く解消されなければならない。

## 5、日本国憲法（前文）違反

1890 年（明治 23 年）に施行された大日本国憲法にも請願権は存在していた。第 30 条には次のような記述があった。

日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

しかし、請願を受けた機関に応答義務はなかったとされる。主権者が天皇なのだからという面はあり、一定の必然性はある。

先の大戦に対する深い反省のもとに制定され、1947 年（昭和 22 年）に施行された日本国憲法においても第 16 条に請願権は定められた。大日本国憲法が天皇主権であるのと比べ、日本国憲法は主権在民であるのが根本的な相違である。しかるに、憲法成立の根本原則が正反対にもかかわらず、請願の応答義務についての解釈は旧憲法の天皇主権のままであり、主権在民の本旨が全く生かされていない。新憲法成立からすでに 75 年も経て、この現実である。常識的にも、人類や歴史の進歩という側面から見ても、在りうべからざる異常な事態である。

請願法については、「第 2、憲法第 16 条に対する判断の誤りと違反の事実／1、憲法・請願法と他の法律との関係」の（1）と（2）詳しく述べたので繰り返さないが、同法は日本国憲法ときわめて親密性の高い法律であり、請願者の権利とそれを受理する官公署の義務を明確に示している。しかしながら、現実的には、その法的な重要性が認識されず、権利・義務に関しても認識が薄く、請願法の解釈は旧態然としたままである。

このことに関しては、以下の論者が示唆的である。

請願権は、現憲法下においては、「唯[請願ノ]受理ヲ要求シ得ル」権利たる戦前の水準にとどまりえず、さらにその一步先にあるものとして、すなわち国民の意思（請願内容）を選挙後において日常的に国政に反映させるような努力を公的機関に法的に義務づけるものとして、解されなければならない。したがっ

て、請願法が官公署に課した請願の誠実処理義務（第五条）は、このような内容的な意味においてとらえられるべきものであると思うのである。しかし、もしそうではなくて、それがたんに実務的・形式的なレベルにおいてとらえられるべきであるとするならば、戦前との断絶面は必ずや雲散霧消してしまうであろうからである。（渡辺久丸「現代請願権の法的性格をめぐって」『請願権の研究』（有斐閣）86～87 頁）

※傍点は原文のまま

請願法第 5 条は、地裁判決がというような「官公署の事務処理上の行為規範を定めたもの」（9 頁 19～20 行）のような軽々しいものではない。憲法第 16 条が請願する権利を定めていることから導き出されるものは、「規範」ではなく「義務」とするのが、当然の帰結である。

地裁判決、それを受けた原判決には、上記のごとく、憲法第 16 条、及び請願法第 5 条に関して、日本国憲法前文の主権在民に背く解釈であり、是正は急務である。

## 6、小括

1984 年、国会において内閣総理大臣がいみじくも言明したとおり「その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するもの」でなければならず、このことは憲法第 16 条の請願する権利が示す本来の趣旨である。しかるに実際には、本件のように請願の意味をきわめて限定的に解釈し、「陳情」その他を差別的に扱うという事態が横行している。

すでに述べたように、その根拠としているものが国会法第 79 条、地方自治法第 124 条である。しかし、これこそがいわゆる「手続法」であって、ただたんに「請願」の字句が一致していることだけを金科玉条として、その根拠としているだけに過ぎない。その条項のどこにも陳情その他、請願書の例に倣う文書を排除する根拠となる文言は記載されてはいない。国会法や地方自治法の解釈によって、上位法である憲法第 16 条や請願法の規定を歪めるような、法的不安定性を出来させているのである。

憲法第 16 条に示されている本来の請願の意味を、国会法第 79 条、地方自治法第 124 条に規定された狭い意味での請願だけに限定し、陳情その他の文書を差別的に扱うこのような事態は早急に改善されなければならない。そのことは同時に、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である（憲法第 41 条）国会における内閣総理大臣の答弁に反する事態を正すことにもなり、また大日本国憲法時代の請願に関する応答義務に関する解釈からも抜け出せることとなる。

以上のような理由から、請願の例に倣う陳情等の文書は憲法第 16 条のいう請願にあたるものであり、表題を問わず請願と同等に扱われなければならないと上告人は主張する。併せて、憲法第 16 条の請願が権利として実質的に機能するためには、憲法と親密性の高い請願法、その第 5 条の「誠実処理」が、官公署における義務規定であらねばならないことは言うまでもない。

請願する権利は何人にも等しく与えられた権利であり、これを阻害することは憲法第 16 条に違反することとなる。してみれば、請願する権利という法的な利益を受ける根拠が上告人にはあり、その権利、法的利益を陳情であることをもって奪うことは、憲法第 16 条違反と言わねばならない。

[中略]

#### 第4、総括

憲法第16条「請願する権利」における請願については、すでに述べてきたように国会法・地方自治法の定めを根拠に、陳情その他の申し入れ書についてはその範疇に入れないという誤った判断がなされている。このこと自体が憲法違反であるが、その結果、上告人が縷々述べてきたように、派生して他の憲法の条項に抵触するような事態さえ想定される。それらは、憲法第14条「法の下での平等」、憲法第19条「思想・良心の自由」、憲法第21条2項「検閲の禁止」であり、これ以外にも及ぶ可能性がある。ひとつの矛盾が多くのかげみを生み出しているのである。また、内閣総理大臣の国会での答弁とも矛盾する事態も生起している。原判決を破棄し、審理のやり直しを命じることは、このような矛盾、齟齬、法体系の乱れを正す契機になる。

本件は、「請願する権利」の解釈だけを正せばいいというものではなく、日本国憲法、就中、同法第16条と分かちがたく結びついている、請願法の解釈までも踏み込まなければ、その請願提出者の権利と利益は守られず、歪んだ法の体系も是正されない。

また、請願法第5条においては、すでに上げた東京高裁平成23年6月8日（平成23年（行コ）第30号）判決等を根拠に、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署の間に特別な法律関係を生じさせるものではないという解釈が一般的になっている。しかし左記解釈は大日本国憲法の請願権における解釈「受理可能」とほとんど変わりのない「受理義務」であり、新憲法の下での主権者である人民の側からすれば、実質的に権利と言えるようなものとはなっていない。ありていに言えば受理さえすればよく、受理後の審理や報告などに権利は及ばず、請願法第5条「誠実に処理」の文言どおりにはなってはならず、憲法第16条の請願する権利も満たしてはいない。

このように、新憲法施行75年経ても、請願の処理については、天皇主権の時代からほとんど変化していないのであり、主権在民のそれには生まれ変わっていないのである。

請願権がどの範囲まで及ぶのか、陳情その他についてもその範疇とするのか否か、また請願法第5条「これを受理し誠実に処理しなければならない。」の「受理」、及び「誠実に処理」の実態何を示すのか、それは義務であるのか否かなどについて、判例は高裁判決のみで、最高裁の判断は示されていない。そのために高裁判決を根拠として、これまで述べてきたような不法・不当な判断が示され、官公署においても無法な振る舞いが散見される。それは本件に限らず、他の地方自治体でも同様であり、陳情の受付段階で、陳情は審査の対象としないなどと提出者に平然と伝えているところさえある。

このような状態を放置しておくことは、この国に存在するすべての人々に責任があるが、政治にたずさわる者や、司法関係者の責任はとりわけ重い。憲法第16条及び請願法がその本来の姿を取り戻せるべく、違法違反の判決を下すことが司法の任務であると信ずる。



## 替え歌考

「自衛隊に入ろう」は、高田渡の作詞のフォクソングである。当時はこの曲を元歌に、団体名を自衛隊から他のものに置き換えて、いくつもの替え歌がつくられた。替え歌というよりは、〇〇バージョンと言った方がいいかもしれない。手慰みに自民党バージョン、公明党バージョンも考えてみた。

しかし当時この曲は、伝統的革新派の人たちからのウケはあまり良くなかったようだ。「君の行く道はーア」なんて歌ってた人には、「自衛隊に入ろう」などとは「ふざけている！」と受け止められたのかもしれない。

この曲は高田のオリジナルだと勝手に思い込んでいたが、実はそうではなかった。元歌はピート・シーガー作曲の「アンドーラ」(マルピナ・レイノルズ作詞)という曲らしい。アンドーラとは、フランスとスペインに挟まれた小国アンドレ(アンドレ公国)のこと。

レイノルズの作詞した「アンドーラ」は、1961年、軍隊を持たない平和な小国アンドレとの比較によって、莫大な軍事費をつぎ込み、ベトナム戦争を押し進めるアメリカ合衆国を風刺した反戦歌である。以上の情報はウィキペディアよるが、こんな背景も知らなかった(その意味で、「アンドーラ」は今日的にも価値がある曲だ)。

### 関西電力クサレ原発推進小唄

♪森山さん、森山さん  
お腰につけた毒まんじゅう  
一つ私にくださいな

♪あげましょう、あげましょう  
これから高浜原発の  
工事をくれたらあげましょう

♪もらいましょう、もらいましょう  
森山さんをおつかいあげ  
原発推進 エンヤラヤ

(「森山さん」とは、関西電力経営陣に「小判」や高価背広仕立券他、さまざまな金品類を送っていた、元福井県高浜町の元助役・森山栄治(故人)のことです)

【※歌詞・注釈とも、田中一郎氏】



### 新・自衛隊に入ろう

1. みなさん方の中に  
自衛隊に入りたい方はいませんか  
ひとはたあげたい人はいませんか  
自衛隊じゃ人材もとめています  
※自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう  
自衛隊に入ればこの世は天国  
男の中の男はみんな  
自衛隊に入って花と散る
2. 自衛隊は成長産業です  
5年で2倍の予算増し  
ジェット機・ミサイル買い放題  
先制攻撃得意です  
※(くりかえし)

#### 【おまけ】

3. みなさん方の中に  
自民党に入りたい方はいませんか  
中国・朝鮮敵にして  
大軍拡を進めます  
※(「自民党」でくりかえし)
4. 財界、宗教も組合も  
自民は票田豊富です  
多少の疑惑も何のその  
数の力で潰します。  
※(「自民党」でくりかえし)
5. みなさん方の中に  
公明党に入りたい方はいませんか  
自民といっしょにどこまでも  
軍事費増やして儲けます  
※(以下「公明党」でくりかえし)

### 改・炭坑節

1. 疑惑が出た出た、今日も出たア、ヨイヨイ  
岸田政治の中に出た  
あんまり疑惑が多いので  
さぞや党员悲しいかる サノヨイヨイ
2. 昨日山際、今日葉梨ィ ヨイヨイ  
明日は寺田か藺浦か  
とうとう出ました翔太郎  
観光旅行で火が付いた サノヨイヨイ

つまり、高田の曲も替え歌だったわけだ。この曲が自衛隊募集のための歌として一時取り上げられた（らしい）のは皮肉だが、元をたどれば反戦歌だから、この曲だってその流れを汲んだ立派な反戦歌ではある。ピリッとした皮肉と逆説が効いていて、出来がいいとぼくは思っている。

元歌を知ってこそその替え歌だが、元歌のフォークソング（中でも反戦歌と言われるもの）を知る人が少なくなったから、「自衛隊…」の曲の替え歌を作ってもそれとはわからないだろう。現に自分が、ピート・シーガーの元歌さえ知らなかったのだから……。

替え歌として作るとすれば、元歌は誰もが知っている曲でなければ、意味も味気も違ってしまう。健康志向の減塩料理のように、体にいいかもしれないが、味気ない。元歌が今も受け継がれている童謡、民謡になりがちなのはそのせいかもしれない。

## 日本学術会議法の一部改正案に反対する

前号でもお知らせしたが、日本学術会議が危機的状況にある。昨年、日本学術会議 186 回総会直前に内閣府が提示した「日本学術会議の在り方についての方針」をもとに、今国会に自公政権が提出を予定している日本学術会議法の一部改正案は、学術研究の中立性や、学問の自由を危うくするものであり、ひいては軍事研究に道を開こうとするものである。また 2021 年の菅政権による違法な学術会議会員の任命拒否を正当化しようとするものでもある。

この「方針」に対し、昨年 12 月 21 日、「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和 4 年 12 月 6 日）について再考を求めます」という日本学術会議による声明が発せられた。抑えた表現ながら、「学術会議が独自に改革を進めているもとで、法改正を必要とする理由が示されていない点、会員選考のルールや過程への第三者委員会の関与が提起されており、学術会議の自律的かつ独立した会員選考への介入のおそれのある点、第三者委員会による会員選考への関与は、任命拒否の正統化につながりかねない点」などを示して再考を求めている。

各方面からもこの法案に強く反対する声明が発せられている。日本学術会議の声明を支持する声明（日本科学史学会（1.23）等）、内閣府の「方針」や法改正に対し、反対や再考を求める声明（学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団（12.25）・学問と表現の自由を守る会（12.27）・大学フォーラム（1.7）・地学団体研究会全国運営委員会（1.20）・日本民主法律家協会（1.24）・軍学共同反対連絡会幹事会（1.30）等）などである。

学術会議「改正」案は市民にとっても対岸の火事ではない。政権の押し進めようとしている大軍拡政策と直結する重大問題であり、南西諸島のミサイル配備をはじめとした軍事基地化等にも、全てはつながっている。学術研究への政治介入をここでくい止めなければ、明日は我が身となってはね返ってくる。「茶色の朝」はもうそこまでやってきている。

### 【後記】

★初めて、本人訴訟（代理人に依頼せず、本人が直接裁判に関わる）に取り組んだ（しかも 2 件）。経済的な事情もあるが、以前から裁判を自身でやってみたい気もあったし、やって得たものも少しはある。

★上告理由書等、全文は自由と人権 HP にリンクさせてあるので、興味ある方はそちらをご覧ください。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。